

平成26年10月8日

平成25年度食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の
事業評価について

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金で平成22年度に実施した整備事業の評価結果について、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱（平成22年11月26日付け22生産第5640号農林水産事務次官依命通知）第8の規定により公表します。

問い合わせ先

園芸農産課野菜・果樹グループ

電話 052-954-6418

事業評価書

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金

事業実施 地区数 (ア)	評価対象外 地区数 (イ)	評価対象 地区数 (ア) - (イ)	成果目標の 平均達成率	都道府県による点検評価（所見）	国による点検評価
2	0	2	100.5	<p>平均達成率としては 100%を超える結果となったが、取組の半分が目標を大幅に超え、残る半分が大きく下回った結果である。目標を達成できなかった取組については、今後、目標達成できるよう県を始めとした関係機関による支援・指導を行う。</p> <p>なお、目標を下回った取組については、大幅に下回っていることから、改善計画の報告を求め、指導を行っていく。</p>	<p>県全体の平均達成率は 100%を超えているものの、2つの成果目標の達成率が大幅に下回っている。</p> <p>麦の播種前契約数量の増加については、栽培管理の徹底を指導するとともに、新品種の導入を積極的に行う必要がある。また、柿の上位規格品の増加については、着果管理を中心とした栽培管理指導を徹底する必要がある。</p>

市町村名	事業実施主体名	取組区分	メニュー① (対象作物・畜種等)	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①						成果目標の具体的な実績①	メニュー② (対象作物・畜種等)	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②						成果目標の具体的な実績②	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考
					計画時 (平成21年)	1年後 (平成22年)	2年後 (平成23年)	3年後 (平成24年)	目標値 (平成24年)	達成率				計画時 (平成21年)	1年後 (平成22年)	2年後 (平成23年)	3年後 (平成24年)	目標値 (平成24年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他				
					飛鳥村	あいち海部農業協同組合	戦略作物生産拡大対策	土地利用型作物(麦)	【土地利用型作物麦】民間流通における播種前契約数量について、事業実施前年度より契約数量20%以上増加	747t				778t	784t	747t	903t	0%	播種前契約数量は計画時と同数だった				土地利用型作物(稲)	【土地利用型作物稲】事業実施地区における1等比率について事業実施年度より10ポイント以上増加	80%	0%				
幸田町	あいち三河農協	輸入急増緊急対策	果樹(筆柿)	【果樹】(上位規格品の増加)全出荷量に占める上位規格品の割合16.3ポイント増加	73.7%	-	65.5%	76.0%	90.0%	14.1%	上位規格品(3L、2Lサイズ)の割合2.3ポイント増加	果樹(筆柿)	【果樹】(ブランド品の推進)全出荷量に占めるブランド品の割合10.6ポイント増加	39.2%	-	40.0%	59.1%	49.8%	187.7%	センサー精度向上により甘果比率が上昇し、ブランド品の割合が19.9ポイント増加した	種出荷貯蔵施設 筆柿選果機(内部品質センサー一式)	165,900,000	79,000,000		23,700,000	63,200,000	平成23年5月31日	ブランド品の栽培に取り組む割合はセンサー精度の向上による甘果比率が上昇し、目標を達成した(達成率187.7%)。上位規格品の割合は76%(達成率14.1%)となった。H24年度は着果過多のため小果多数となり上位規格品(2L・3L果)の割合を高めることができなかった。対策として2L・3L果の生産割合を高めるため、整枝剪定講習会・摘果講習会を実施した。今後も適切な栽培管理指導を継続実施し、2L・3L果の割合を高める栽培を続けていく。また、センサー利用選果を継続し、より良い品質の筆柿生産を継続していく。	ブランド品の推進については、センサーの精度の向上により甘果率が高まり、目標が達成された。上位規格品の増加については、目標を達成することができなかった。これは、H24年作が表年で着果管理が不十分で小玉化したことが原因と考えられる。このため、着果管理を中心に栽培管理指導を徹底するとともに、市等関係機関と連携し、幸田町の特産品として生産振興を図る。	

都道府県平均達成率 100.5% 総合所見 平均達成率としては100%を超える結果となったが、取組の半分が目標を大幅に超え、残る半分が大きく下回った結果である。目標を達成できなかった取組については、今後、目標達成できるよう県を始めとした関係機関による支援・指導を行う。なお、目標を下回った取組については、大幅に下回っていることから、改善計画の報告を求め、指導を行っていく。

- (注) 1 別紙様式1号の2のIに準じて作成すること。
 2 取組内容が要領第2の1の(2)のアからエの場合にあつては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。